

# 鴨川市の中小企業向け融資のしおり

## 融資制度の概要

この融資制度は、中小企業の皆さまに対する資金の融通を円滑に行い、市内中小企業の振興を図るために、市が一定額を金融機関に預託し、それを原資として金融機関から融資を行うものです。

なお、融資の借換えを目的とする場合は受けられません。

## 融資制度の対象業種

市の融資制度は、市内の中小企業者の皆さまを対象としています。中小企業者の定義は次のとおりとなります。

### 1 中小企業者

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| (1) 製造業・建設業等          | 資本金3億円以下または従業員300人以下   |
| (2) 卸売業               | 資本金1億円以下または従業員100人以下   |
| (3) サービス業             | 資本金5,000万円以下または従業員100人以下                                       |
| (4) 小売業               | 資本金5,000万円以下または従業員50人以下  |
| (5) ゴム製品製造業           | 資本金3億円以下または従業員900人以下<br>(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く) |
| (6) ソフトウェア業・情報処理サービス業 | 資本金3億円以下または300人以下  |
| (7) 旅館業               | 資本金5,000万円以下または200人以下  |
| (8) 医業を主たる業とする法人      | 従業員300人以下  |

### 2 小規模企業者

上記(1)～(8)に該当する中小企業者の方のうち、特に以下に該当する方を小規模事業者としています。

- |            |       |
|------------|-------|
| ① 商業・サービス業 | 5人以下  |
| ② その他の業種   | 20人以下 |

農業、林業、漁業、金融・保険業（代理店及び保険サービス業を除く）、及び風俗営業等の許可が必要な業種など、一部の業種は融資対象になりません。

# 鴨川市の中小企業資金融資制度

## 1 事業資金

対象者：中小企業者で、①～④の要件を満たす方

- ① 資金の用途が、市内の店舗、工場、事業場（営業場）などに関する事業上の資金であること
- ② 市内で引き続き1年以上同一の事業を営んでいる方
- ③ 市民税または固定資産税を課税され、かつ、市税の完納者
- ④ 担保を有する方（保証協会又は金融機関が必要ないと認める場合は不要）

	運転資金	設備資金
融資限度額	800万円	1,500万円
償還期間	5年以内	10年以内

※運転資金と設備資金の両方の資金を借り入れる場合は、2,000万円を限度とします。

## 2 小口零細企業保証資金

対象者：小規模企業者で、①～④の要件を満たす方

- ① 資金の用途が、市内の店舗、工場、事業場（営業場）などに関する事業上の資金であること
- ② 市内で引き続き1年以上同一の事業を営んでいる方
- ③ 市民税または固定資産税を課税され、かつ、市税の完納者
- ④ 担保を有する方（保証協会又は金融機関が必要ないと認める場合は不要）

	運転資金	設備資金
融資限度額	700万円	1,000万円
償還期間	5年以内	7年以内

※運転資金と設備資金の両方の資金を借り入れる場合は、1,000万円を限度とします。

# 鴨川市の中小企業資金融資制度

## 3 開業育成事業資金

対象者：①～⑥の要件を満たす方

- ① 同一の企業に継続して3年以上勤務している（していた）方、または、同一の業種の企業に継続して5年以上勤務している（していた）方
- ② 独立して現に従事している業種、または、従事していた業種と同一の業種に属する事業を市の区域内で開始しようとする方、または、開始して1年未満の方
- ③ 資金の用途が、市内の店舗、工場、事業場（営業場）などに関する事業上の資金であること
- ④ 融資を受けようとする方（法人の場合は代表者）が市内に引き続き1年以上居住している方
- ⑤ 市税の完納者
- ⑥ 担保を有する方（保証協会又は金融機関が必要ないと認める場合は不要）

	運転資金	設備資金
融資限度額	500万円	500万円
償還期間	5年以内	7年以内

※運転資金と設備資金の両方の資金を借り入れる場合は、500万円を限度とします。

## 市の助成制度

融資制度のご利用者には、次のとおり利子及び千葉県信用保証協会に支払う信用保証料の補給が行われます。

種類	区分	利子補給率	保証料補給
事業資金	運転資金	1%	2分の1
	設備資金	2%	2分の1
小口零細企業保証資金	運転資金	1%	2分の1
	設備資金	2%	2分の1
開業育成資金	運転資金	1%	2分の1
	設備資金	2%	2分の1

※早期完済により保証料に返戻保証料が生じた場合、千葉県信用保証協会に問い合わせることがあります。また、利子補給の期間は、融資開始日から5年間となります。

## 取扱金融機関

鴨川市中小企業資金融資については、これまでどおり、次の市内各金融機関でお申込みいただけます。

利率など融資条件につきましては、お申込みいただく金融機関でご確認ください。

### 【取扱金融機関】

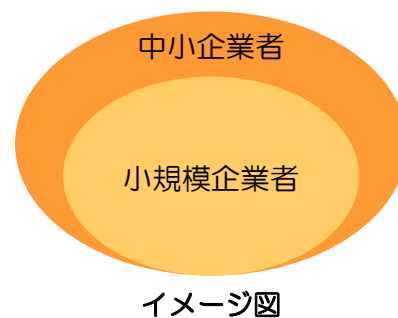
千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、館山信用金庫、房総信用組合

## 融資制度に関するQ & A

Q. 市内の中小企業者は、事業資金しか利用できないの？

A. 中小企業者の皆さまのうち、小規模企業者の要件に該当する方は、「小口零細企業保証資金」もご利用いただけます。

なお、市内の大部分の事業者の皆さまが、この小規模企業者に該当しています。



### 【お問い合わせ先】

#### 各取扱金融機関

千葉銀行・千葉興業銀行・京葉銀行・館山信用金庫・房総信用組合

鴨川市役所 建設経済部商工観光課 商工振興係

電話：04-7093-7837